



火災保険・地震保険を使って無料で修理しますにご用心!

住宅修理などに関して、突然自宅に訪問してきた事業者に「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金が出るようサポートする」などと言われて契約してしまい、トラブルになったり多額の被害に遭ったりする相談事例が急増しています。

このような内容で、令和2年度に国民生活センター・全国の消費生活センターなどに寄せられた相談件数は5,447件で、令和元年度(2,691件)の2倍以上に増加しており、注意が必要です。



相談事例



- 保険金申請代行業者を名乗る者の訪問があり、「台風や大雨で被害を受けたことにて保険金を請求できる」と勧誘された。契約したのちに、保険申請代行手数料として、保険金の30%もの額を請求された。
- 来訪した業者に「火災保険で雨どいの修理ができる」と言われ、保険金請求を依頼した。その後、やはり修理をしないと伝えたところ、30%の違約金を請求された。

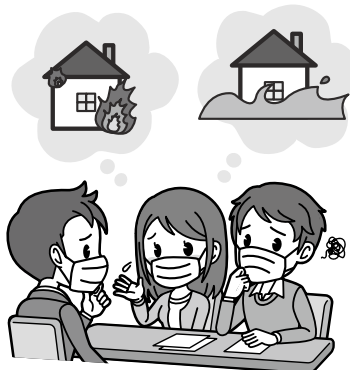
相談事例からみる問題点

- 保険会社をだますような手口の保険金請求が行われている。
- 高額な手数料や違約金などが発生することの説明が不十分である。



アドバイス

- 「保険を使って住宅修理ができる」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 保険金の請求は、自身で簡便に行うことができますが、まずは加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。
- 事実と異なる理由で保険金請求をすると詐欺に該当する恐れがあり、トラブルに巻き込まれる可能性があるため、絶対にやめましょう。
- 事業者が突然訪問し契約してしまった場合には、契約書を受け取ってから8日間以内ならクーリング・オフできます。また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまった場合でも、長時間の勧誘など問題のある勧誘があった場合には、契約を取り消すことができます。



不安に思った場合やトラブルになった場合は、一人で悩まず、消費生活センターへ相談を!!